

## 北海道電力健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について

制定 平成 28 年 3 月 1 日

改正 平成 29 年 8 月 1 日

改正 平成 30 年 3 月 1 日

改正 平成 31 年 3 月 1 日

改正 令和 元 年 8 月 1 日

改正 令和 2 年 2 月 1 日

北海道電力健康保険組合（以下「組合」という。）におきましては、被保険者やその家族（以下「加入者」という。）からいただいた各種届出や申請書などに記載されている個人情報、医療機関等に受診された際に、医療機関等から組合に請求される「診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）」に記載されている個人情報、健康診断を受けられた際の健診結果数値等の個人情報を基に、個人情報データベースを作成し、以下のような健康保険事業に利用いたします。

組合の個人情報の利用目的は、大きな意味では、健康保険法に定める「加入者の業務災害以外の疾病、負傷もしくは死亡または出産に関する保険給付を行う」ことを目的とし、「加入者の健康の保持増進のために必要な事業を行う」こととなります。

しかしながら、健康保険組合は、レセプトや健診データなど医療情報やその他の個人情報を数多く取り扱っており、加入者の強い信頼を必要とする事業に該当し、厚生労働省が示したガイダンスにおいて、より詳細で限定的な目的とすることが望ましいこととされております。

したがって、組合においては、個人情報の利用目的や利用方法について、次のように公表いたします。

1 適用関係の各種届出などについては、以下のように組合業務に利用します。

- ・ 組合加入・脱退時の「被保険者資格取得届・喪失届」、「被扶養者異動届（増加・減少）」の記載事項（保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所、報酬月額、資格取得・喪失年月日、異動年月日等）を中心に入力処理することによって、加入者台帳など「マスターデータベース（以下「マスター」という。）」を作成し、組合の業務処理コンピューターにデータを収納、健康保険業務全般に利用します。
- ・ 「被扶養者異動届（増加・減少）」の提出に際して、課税・非課税証明書、在学証明書などの収入等判定書類によって、認定作業を行います。
- ・ 「被保険者資格取得届」、「被扶養者異動届（増加）」のチェック作業が終了した後、

「健康保険被保険者証」の発行を行います。

- ・ 「被保険者資格喪失届」、「被扶養者異動届（減少）」の際に、健康保険被保険者証を返還していただき、チェックの上、一定期間保存後に廃棄処分します。
- ・ 「マスター」に登録されているデータに変更や追加があるときは、適用関係に関する変更（訂正）届出により、データの変更等を行います。
- ・ 「マスター」を用いて、給付データ、レセプトデータ、健診データ等と連動させて、給付の支払い等のチェック、医療費通知、各種保健事業実施のための対象者抽出や加入者の連絡等にも利用します。
- ・ 「マスター」の住所、氏名等の連絡先を用いて、組合の資格喪失後も必要に応じて、届出等に記載された連絡先にご連絡することもあります。
- ・ 医療機関や他の保険者（区市町村、年金事務所を含む。）から資格喪失か否かなど保険診療の照会があった場合、相手先確認の上、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日など、有資格者か資格喪失者かについて回答します。
- ・ 資格喪失者の資格喪失後の受診などが疑われる場合、他の保険者や医療機関との重複給付調整のため、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日などについて、他の保険者等に照会し確認します。
- ・ 「算定基礎届」、「月額変更届」によるデータを「マスター」に取り込み、保険料（調整保険料、介護保険料を含む）の徴収を行います。また、届出の際に、事業主に給与・賞与台帳等の提出を求め、チェックします。
- ・ 家族健康診断受診申し込み者について、「マスター」の保険証の記号番号、氏名、生年月日、性別、住所データを契約健診機関「公益財団法人 北海道労働保健管理協会」に渡し、健診結果の送付に利用します。
- ・ 特定健康診査受診券を対象となる被扶養者および任意継続被保険者に配付するため、「マスター」の保険証の記号番号、被保険者氏名、被保険者性別、被保険者生年月日、被扶養者氏名、被扶養者性別、被扶養者生年月日、住所データにより、健康保険業務システム業者「東北インフォメーション・システムズ株式会社」で特定健康診査受診券データを作成し、作成したデータを特定健康診査受診券印刷・発送委託業者「ほくでん情報テクノロジー株式会社」において印刷・発送に利用します。
- ・ 組合機関誌を被保険者に配付するため、氏名、住所データを業者「株式会社サンライフ企画」に渡し、各家庭に送付します。
- ・ 高齢者向け健康情報誌及び育児情報誌を当該被保険者・被扶養者に配付するため、

「マスター」の保険証の記号番号、氏名、住所、子の誕生日データを契約出版社「株式会社法研」及び「株式会社社会保険出版社」に渡し、各家庭に送付します。

- 2 現金給付等の給付関係申請書類については、以下のように組合業務に利用します。
  - ・ 業務処理コンピューターにデータを入力し、申請内容をチェックし、適正な給付決定処理を行います。
  - ・ 給付記録をデータ入力保存し、以降の申請チェックに用います。
  - ・ 出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求者について、他の保険者との重複給付調整をするため、当該請求者を通して他の保険者に照会し、給付決定します。
  - ・ 他の保険者から出産育児一時金、家族出産育児一時金の請求の有無について照会があった場合、相手先確認の上、申請、給付の有無について回答します。
  - ・ 傷病手当金の請求者について、レセプトデータを用いて確認し、場合によっては主治医に治療状況等を確認又は訪問調査し、あるいは年金事務所に年金の有無を確認の上、給付の決定を行います。
- 3 レセプトについては、社会保険診療報酬支払基金よりCSV情報で請求されたものは、そのものを原本又は画像とし、当組合の業務処理コンピューターに収納し、健康保険業務に利用します。
  - ・ レセプトデータをチェックし、請求内容に疑義があるものについて、社会保険診療報酬支払基金に対し、再審査依頼します。
  - ・ 資格喪失後の受診が疑われる場合は、医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日、資格喪失日、受診日などを伝え、資格喪失月の翌月以降の受診の有無等の確認を取ります。
  - ・ 公費負担医療や自治体医療費助成の有無等について確認するため、医療助成実施主体の自治体または医療機関に組合名、保険証の記号番号、氏名、生年月日などを伝え、確認を取ります。
  - ・ レセプトデータを医療費分析に使い、当組合の医療費適正化対策に利用するとともに、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
  - ・ レセプトデータを基に、同月内に複数の医療機関に受診されている加入者を抽出し、指導を行います。
  - ・ レセプトデータを基に、高額療養費、付加給付（一部負担還元金、合算高額療養付加金、家族療養付加金）の支給決定を行います。
  - ・ レセプトデータを参考にし、傷病手当金の支給決定を行います。

- ・ レセプトデータを参考にし、柔道整復療養等の療養費、第二家族療養費の支給決定を行います。
- ・ レセプトデータを参考にし、埋葬料、家族埋葬料の支給決定を行います。
- ・ 開示請求の際にも、そのレセプトデータを出力し、対応します。なお、開示請求に当たって、本人以外の場合は、開示請求手続きに則り、認められた者のみに開示します。
- ・ レセプトデータを基に、事業主および株式会社 J M D C に医療費データを渡し、被保険者および被扶養者に医療費通知を行います。なお、任意継続被保険者については、医療費通知を紙で出力し直接郵送します。
- ・ 交通事故等第三者の行為によって保険診療を受けた場合は、損害保険会社に当該患者のレセプトのコピーを医療費の証明として提出します。
- ・ 海外で医療を受けられた方の診療内容明細書等の日本語への翻訳および診療報酬の算定を、「社団法人企業福祉・共済総合研究所」に委託します。
- ・ 健保連が実施する高額医療交付の共同事業に申請するため、レセプト画像データ(一部についてはコピー)とその内容の一部のデータを、専用システムにてオンライン申請し(レセプトコピー等は健保連・高額医療グループに送付)、医療費の助成を受けます。
- ・ 複数の組合によるレセプト点検研修会の事例とするため、個人情報を消した上で、教材として用いることがあります。

#### 4 健康診断については、健診受託業者(別表)に業務委託して実施します。

- ・ 結果数値については、健診受託業者から受診者に通知するとともに、その数値データを健診受託業者から受け取り、当組合の業務処理コンピューターに入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- ・ 健診受託機関以外の健診機関で受診した健診結果数値及び問診票については、受診者から直接受け取り、当組合の業務処理コンピューターに入力し、健康診断後の事後指導や生活習慣病予防教育の対象者抽出に利用します。
- ・ 組合は、事業主との共同事業として、年度末年齢35歳以上を対象に特定健康診査を実施しており、被保険者の健診結果数値については、事業主との「確認書」により健診受託業者から直接受け取り、双方でそのデータを保有し、被保険者(従業員)の健康管理に役立てていくこととしております。
- ・ 健診結果データを「マスター」に保存し、今後のデータと比較することによって、健康管理事業や保健指導の参考資料とします。

- ・ 健診データ（定期健康診断を含む）およびレセプトデータを利用し、重症化リスクの高い者を対象に事業主と共同で受診勧奨を実施します。
- ・ ジェネリック医薬品の利用により医療費の低減が見込める者を対象にジェネリック医薬品利用促進文書を送付するため、レセプトデータを利用します。

## 5 その他保健事業の実施について

- ・ レセプトデータ、健診データおよび「マスター」の所属、氏名、性別、生年月日、住所などを「株式会社JMDC」に渡し、組合の医療費・健診結果の分析、保健事業を計画するための課題分析や効果検証等のデータ分析を委託し実施します。合わせてレセプト・健診データ分析により、重症化予防の受診勧奨、ジェネリック医薬品利用促進通知を実施します。
- ・ レセプトデータ、健診データおよび「マスター」の所属、氏名、性別、生年月日、住所などを「株式会社JMDC」に渡し、健康情報ポータルサイト（PepUp）を活用して加入者の健康意識高揚に向けた健康情報などの提供を行いません。合わせて健康情報ポータルサイト（PepUp）を活用した健康イベント、ウォーキングラリーを実施し、参加者の健康増進効果検証および参加者への賞品の送付を行いません。
- ・ 健康関連器具などを職場へ配付するため、「マスター」の所属、氏名、及び所属事業所住所、所属事業所電話番号を委託業者「株式会社セルメスタ」に渡し、各事業所へ送付します。
- ・ 特定保健指導、健康教室（若年者保健指導）を委託実施するため、「マスター」保存の特定健診結果を「公益財団法人北海道労働保健管理協会」および「SOMPOヘルスサポート株式会社」に渡します。
- ・ 年度末年齢40歳以上となる被扶養者の「マスター」の住所、氏名、性別、生年月日、電話番号などを「東京海上日動リスクコンサルティング株式会社」へ渡し、健診未受診者への電話による受診勧奨を行いません。また、毎年の健診受診を促すため、受診者の健診データおよび「マスター」の住所、氏名、性別、生年月日などを「株式会社JMDC」へ渡し、健診結果に基づく健康年齢通知など健康情報の提供を行います。
- ・ オンライン禁煙プログラム参加者の「マスター」の氏名、資格の有無などを「株式会社リンケージ」へ渡し、禁煙支援事業を行います。
- ・ 郵送自己検診参加者の「マスター」の氏名、資格の有無などを「株式会社メस्प・コーポレーション メस्प細胞検査研究所」へ渡し、疾病予防事業を行います。

## 6 役職員人事関係データ及び組合会議員名簿について

- ・ 組合役職員の就任・採用に関する書類は、使用后、厳重に保管します。
- ・ 役職員の報酬に関する書類は、厳重に保管し、源泉徴収等の処理に用います。
- ・ 人事考課等人事に関する書類は、厳重に保管し、昇格・賞与などの際に用います。
- ・ 組合会議員名簿、理事名簿は組合会、理事会の開催時等の連絡に用います。

## 7 特定個人情報について

特定個人情報とは、個人番号（通称マイナンバー）（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む）をその内容に含む個人情報を指します。

特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）により、行政機関等の行政事務を処理する者の間で情報連携を実施する（例：健保組合の扶養認定に際し、市町村より課税・非課税情報の提供を受ける）等、利用範囲が定められており、番号法で定める利用範囲において特定した利用目的を超えて、利用しません。

なお、上記1、2における届出については、個人番号が付され、特定個人情報となる場合があります。1、2で定める利用目的や利用方法で使用する場合、番号法に定める利用範囲外となるため、個人番号をマスキング、削除する等の措置を講じます。

## 8 匿名加工情報について

組合では、レセプト・健診データ分析において匿名加工情報を作成し、保健事業や疫学調査等のために匿名加工情報を電子的な通信手段を用いてレセプト分析委託先に提供します。

作成及び提供する匿名加工情報に含まれる情報の項目は、性別、生年月、医療保険の資格情報（加入時期、脱退時期、本人・家族区分等）、診療報酬明細書の受診履歴、健診の受診履歴です。なお、個人を特定できる情報は含まれません。

また、組合の個人情報について、次のように保存管理、廃棄・消去などを行います。

(1) 各種届出、申請書類、レセプト等の紙に記載された個人情報については、入力処理が終わった際、組合の文書保存規程に則り、規定の保存年数まで倉庫に保存し、確認等の必要がある時以外は保管場所から持ち出さないこととします。

また、紙以外の媒体による個人情報については、紙以外の媒体による保存に係る運用管理規程に則り、適正に保存管理を行います。

(2) 規定の保存年数を経過した個人データや処理が終わり不要となった個人データについては、個人情報の廃棄及び消去に関する取扱内規に則り、紙の書類は読みと

れない大きさに裁断し、大量個人データの廃棄については、委託業者「北海道レコードマネジメント株式会社」に委託し、溶解・破砕処理を行います。

また、パソコンや磁気媒体の廃棄についても、データ消去ソフトによってデータが読みとれないようにして、廃棄またはリース返却します。

なお、組合が保有する個人情報については、組合が実施する健康保険事業以外には用いません。

以上

別表

【健康診断受託業者】

公益財団法人 北海道労働保健管理協会
医療法人社団兜中央会 中島クリニック
北海道医療生活協同組合 緑愛病院
JA北海道厚生連 札幌厚生病院
札幌フィットネスセンター・札幌フジクリニック
医療法人溪仁会 溪仁会円山クリニック
医療法人光星 メディカルプラザ札幌健診クリニック
社会医療法人 北海道循環器病院
JR札幌病院
船員保険 北海道健康管理センター
公益財団法人パブリックヘルスリサーチセンター 札幌商工診療所
社会医療法人北海道恵愛会 札幌南三条病院
医療法人明日佳 札幌健診センター
特定医療法人札幌循環器クリニック 札幌循環器病院
独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院
医療法人社団研仁会 北海道脳神経外科記念病院
医療法人社団新産健会 LSIクリニック
医療法人社団 はらだ病院
JA北海道厚生連 旭川厚生病院
医療法人慶友会 吉田病院
JA北海道厚生連 沼田厚生クリニック
JA北海道厚生連 美深厚生病院
JA北海道厚生連 遠軽厚生病院

JA北海道厚生連 丸瀬布厚生病院
JA北海道厚生連 網走厚生病院
日本赤十字社 北見赤十字病院
JA北海道厚生連 常呂厚生病院
JA北海道厚生連 摩周厚生病院
医療法人扶恵会 釧路中央病院
JA北海道厚生連 帯広厚生病院
公益財団法人北海道医療団 帯広第一病院
室蘭・登別総合健診センター
一般財団法人 苫小牧保健センター
JA北海道厚生連 倶知安厚生病院
社会福祉法人函館厚生院 函館中央病院
医療法人社団六医会 内幸町診療所
むかわ町 鷓川厚生病院
JA北海道厚生連 苫前厚生クリニック